

弁座、摺合せ面からの漏れの検査であって普通空気又は不活性ガスを用いて行う。

イ) 検査で異常を認めるときは、可及的速やかに修理を行うこと。なお、腐食性ガスに係る安全弁は、一度作動した後は、当該ガスに腐食されて作動不良となるおそれがあるので、このような場合は速やかに交換する。

② 破壊板（破裂板）検査

ア) 分解検査は、少なくとも年に1回実施する。

a 分解検査

分解した後、破壊板については、表面のきずの有無、腐食状況、異物の付着及び変形の状態等を検査する。

ホルダーについては、腐食状況、シート面のきずの有無、変形の状態、異物の付着、管路の閉塞及び締付けねじの状況等を検査する。

イ) 破壊板と安全弁、又は破壊板と破壊板を直列に使用している場合であって、両者の間に毒劇物の漏えいが疑われるときは、タンクに近接した側の破壊板の漏えい検査を実施する。

a 漏えい検査

破壊板を安全弁の入口側に設置する場合及び破壊板と破壊板を直列に設置する場合は、中間に適当な逃し管等を設けて漏えいを検出する。

ウ) 検査に異常を認めるときは、可及的速やかに交換する。

(8) 修 理

異常が発見された場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

修理の際は、予め、作業計画及び当該作業の責任者を定めて、この作業計画に従って、責任者の監督の下に行う。また、修理が完了したときは、その修復状態を確認した後で使用を開始する必要がある。

10. そ の 他

基準内容の説明は以上のとおりであるが、最後に収載した参考資料について若干の説明を加えておく。

(1) 腐食と防食措置（参考資料1）について

装置及び設備を設計する場合には、防食措置を講じたり、耐食性のよい材料を選択したりすることが重要となる。そのような便宜のために、防食措置概説、代表的な金属材料の腐食特性、各種毒劇物等の腐食性と耐食材料について記載してある。また、資料として各種金属材料及び非金属材料の主要な毒劇物に対する耐食性、毒劇物貯蔵タンク用材料の実態調査結果について、それぞれを表にまとめたものを載せたので、合わせて参考とされたい。

(2) 毒劇物の物性による分類及び他法令での規制状況（例示）（参考資料2）につ

いて

毒劇物における、気体、揮発性液体、不揮発性液体の例を示すとともに、消防法の危険物又は高圧ガス取締法の高圧ガスとして規制を受けるものについては、その旨明示をしたものである。

(3) 管理・検査指針の事例（参考資料3）について

ここに掲げた例は、すでに実際の事業所等で実施されているものであり、本基準の内容に合わせて新たに作成されたものではないことをお断りしておく。本手引書に載せることとした主な意図は、各事業所等において、これらの事例を参考として、タンク貯蔵所の実情に応じた管理・検査等の指針を作成するための参考にするべき資料として活用を図られるよう期待したものである。

(4) 他法令の規制（参考資料4）について

毒劇物の中には、消防法の危険物又は高圧ガス取締法の高圧ガスとして規制を受けるものがあり、これらのタンク貯蔵所は、各々の法令でも規制されている。

また、毒劇物のタンク貯蔵所は、労働安全衛生法の適用を受ける場合がある。本手引書では関係者が少なくとも、これら他法令の規制の大要を承知しておく必要があると思われる主要な関連部分を抜粋して収載することとした。

なお、各関係法令の解説資料としては、次のようなものがあるので、紹介しておく。

（消防法関係）

- ・ 図説危険物関係法令の手引〔第一法規出版〕
- ・ 危険物関係法令実例集〔第一法規出版〕

（高圧ガス取締法関係）

- ・ 高圧ガス取締法令例規集〔新日本法規〕
- ・ 改正高圧ガス取締法逐条解説〔石油産業新聞〕

（労働安全衛生法関係）

- ・ 労働安全衛生関係法令集〔労働行政研究所〕
- ・ 安衛法便覧〔労働基準調査会〕